

倶楽部競技会 ローカルルール

1. アウトオブバウンズ 規則 18.2a(2)

- (a)アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (b)8番ホール谷のみ白杭と赤杭をもって定める。
- (c)9番ホール右フェアウェイバンカー脇の修理地に球が止まった場合はアウトオブバウンズである。
- (d)10番ホールと18番ホール間の黄色縞杭を結ぶ線を越えていった球はアウトオブバウンズである。

2. ペナルティーエリア 規則 17

ペナルティーエリアはレッドペナルティーエリアとし、は赤杭または赤線を地表レベルで結んだ線によって定められる。(杭と線が併用されている場合は線によって定められる)

3. 異常なコース状態(動かさない障害物を含む)(規則 16)

(a) 修理地

- (1)青杭を立て、白線で囲まれた区域。
- (2)グリーンの前後にあるフェアウェイの長さかそれ以下の区域にあるヤードージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)

(b) 動かさない障害物

- (1)排水溝
- (2)人口の表面を持つ道路に面した排水溝(その道路の一部とみなす)
- (3)複数の動かさない障害物が接している場合、それらはひとつの動かさない障害物として扱われる。
- (4)動かさない障害物と白線でつながれている区域は、その動かさない障害物の一部とみなす。
- (5)距離標示用の人工のヤードージマーク(距離標示用の杭を除く)
- (6)フェアウェイにある吹き流しを立てるホールカップ
- (7)黄色縞杭(ワンペナルティ杭)

(c) プレー禁止区域

電磁誘導カート用の2本のレール(白線でつながれている区域を含む)は、全幅をもってプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。規則 16.1fに基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。ただし、スタンスにだけ障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。

4. コースと不可分の部分

以下の物は不可分な物であり、無罰の救済は認められない。

- (a)ペナルティーエリア内にある人工の壁や杭でできた構造物
- (b)ペナルティーエリア内にある人工のネットと支柱

5. 規則 3.3-bの修正

どのホールであっても、プレーヤーがスコアカードを提出する前には罰を受けていたことを知らずに1打または複数の罰打を含めなかったために、真実より少ないスコアを提出していた場合、そのプレーヤーは競技失格とはならない。このような状況では、そのプレーヤーは該当する規則に規定されている罰を受けるが、規則 3.3-bに違反したことに対する追加の罰はない。該当する罰が競技失格である場合にはこの修正は適用しない。

6. ドロップゾーン

6番ホールに於いてプレーヤーの第1打目の球が紛失球となった場合、プレーヤーは次の処置をすることができる。

- ・ ストロークと距離の救済 規則 17.1d(1)参照。
- ・ 2打罰を受け、元の球か別の球を白線で結ばれた中にD.Zと表記してあるドロップゾーンにドロップする。
このドロップゾーンは、規則 14.3に基づく救済エリアである。

7. ローカルルールの変更、追加はクラブハウス内に掲示し、その日から効力を発揮する。